

1 目的

住民基本台帳法 34 条の規定に基づき、住民の居住の実態を把握し、住民基本台帳の正確性の確保を図ることを目的とする。

2 調査期間

平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

3 調査対象

市内地域に住所を有する全市民を対象とする。

4 調査方法(一般調査、特別調査)

住民基本台帳法第 7 条及び第 30 条の 45 に規定する事項について、実地聞き取り調査を行うものとする。

5 調査員

調査員は市民課住民記録係職員及び再任用職員並びに嘱託職員とし、調査の実施にあたっては、身分証明書を携帯し、関係人の請求に応じこれを提示しなければならない。

6 住民実態調査用世帯票の作成

世帯票は住民票に基づき世帯ごとに作成する。

7 調査要領

調査員は世帯票を持参して受け持ち区域の全ての家を訪問し住民基本台帳の実態調査のため訪れた旨家人に告げた後、実態を聞き取り次の区分によって調査内容を記入し処理する。

(1)異動がないもの(記載と実態が一致しているもの)は済と記入

(2)記録がないもの(現実に居住しているが世帯票のないもの)は異動事由等必要な事項を記入する。

ア 転出住所地の市区町村長の発行する転出証明書又は、これに準ずる証明書(これらを得られないと思われる者には戸籍抄本及び戸籍の附票)を添えて、一定の期間までに転入届をするよう指導する。

イ 一定期間までに届出のない者について「住民異動届について」等の通知を出す。

ウ 通知を出して 2 週間経過しても届出がない場合には、「住民異動届について」等の催告の通知を出す。

(3)修正を要するもの(記載と事実が相違しているもの)は修正の事由を記入する。

ア 修正に関する申し出をするように指導する。

イ 「住民異動届について」等の通知を出す。

ウ 「住民異動届について」等の催告の通知を出す。

(4)不現住のもの(転出、転居等により居住していないもの)

ア 転出(転居)先が判明すれば一定の期日までに届出をするよう指導する。

イ 「住民異動届について」等の通知を出す。

ウ 「住民異動届について」等の催告を出す。

(5)所在が不明なもの

不明と記入して職権処理伺により職権消除する。

(6)その他

寮、アパート等に入居し、昼間不在の者については、管理人から聴取するものとし、聴取できないとき等は「住民基本台帳実態調査について」等を配布する。留守の世帯についても同様とする。

8 本人に対する通知

職権で住民票の記載等をしたときには、住民基本台帳法施行令第12条第4項の規定により本人あて、その旨を通知する。ただし転出先不明等により本人あて通知ができない場合は公示する。

9 個人情報の適正な取扱いについて

調査員は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講ずるとともに、あらゆる場面を通じて個人情報の保護に努めなければならない。